

平成 28 年度 環境活動レポート

株式会社 塵芥センター

作成：平成 28 年 11 月 1 日

(平成 27 年 10 月 1 日～平成 28 年 9 月 30 日)

株式会社塵芥センター 環 境 方 針

●基本理念

株式会社塵芥センターは、廃棄物処理事業及び再資源化事業を通じ、循環型社会構築へ貢献し、限りある資源とかけがえのない地球環境を次世代に引き継ぐため、積極的に環境と調和の取れた企業活動を推進します。

●基本方針

当社が行う事業活動が、いかに地球環境保全に重要であるか全従業員が認識すると同時に、社会的使命を請け負っていることを自覚します。また、廃棄物処理及び再資源化の事業活動により発生する環境への影響を最小限にし、関連する法規を遵守し、以下に掲げる活動目標を継続的改善に取り組んでいきます。

1. 産業廃棄物全般において、環境負荷の軽減を第一に考え、取り扱う廃棄物の再資源化率向上に最大限努めます。
2. 事業活動における環境影響を随時把握し、特に以下の項目については優先的に活動し継続的改善に努めます。
 - ① 石油・電気・水などの資源エネルギーの有効利用に努め、使用量の抑制を図ります。
 - ② 事業所から発生する廃棄物の再資源化を推進し、発生を抑制します。又、グリーン購入を推進します。
 - ③ 労働安全衛生に与える影響を常に認識し、労働災害の低減と快適環境の実現を推進します。
 - ④ 受託した産業廃棄物の運搬・処分に際しては、十分に環境配慮を図ります。
3. 環境関連法規を厳守し、社内環境整備に努め業界の環境リーダーを目指します。
4. 環境企業として社会的使命を果たすため、環境教育の現場として施設の一般公開並びに見学等を積極的に推進します。
5. この環境方針を全従業員に周知するとともに、一般の方に公開します。

環境方針制定日：平成18年 9月 9日

改定日：平成24年10月 1日

株式会社塵芥センター
代表取締役 平尾 範明

□事業所の概要

- (1) 事業所名及び代表者名
株式会社塵芥センター 本社・本社工場・西植田焼却施設・水主工場・大野工場
塩江工場・丸亀工場
代表取締役 平尾範明

- (2) 所在地
本社・本社工場：〒761-8084 香川県高松市一宮町 1686 番地 6
西植田焼却施設：〒761-0445 香川県高松市西植田町字永惣 7354 番 1
大野工場：〒761-1701 香川県高松市香川町大野字上川原 2604 番地 1
水主工場：〒769-2606 香川県東かがわ市水主 2100 番 2
塩江工場：〒761-1611 香川県高松市塩江町安原上字上生山 1356 番
丸亀工場：〒763-0083 香川県丸亀市土器町北 1 丁目 105

【 認証・登録範囲 】
全組織・全活動

- (3) 組織沿革
昭和 46 年 11 月 1 日 会社設立、一般廃棄物処理業営業開始
昭和 50 年 7 月 25 日 産業廃棄物処理業営業開始
平成元年 10 月 19 日 西植田焼却施設 稼働開始
平成 17 年 4 月 1 日 大野工場 稼働開始
平成 21 年 7 月 13 日 水主工場 稼働開始
平成 23 年 11 月 25 日 丸亀工場 稼働開始
平成 24 年 3 月 15 日 塩江工場 稼働開始

- (4) 資本金及び売上高（全社）
資本金 1,000 万円
売上高 1,606 百万円（平成 28 年度）

- (5) 環境保全関係の責任者
責任者 専務取締役 溝淵誉仁 TEL：087-886-3040

- (6) 事業の内容
一般廃棄物収集運搬業・一般廃棄物処分業
産業廃棄物収集運搬業・産業廃棄物処分業
特別管理産業廃棄物収集運搬業・特別管理産業廃棄物処分業

- (7) 事業の規模
産業廃棄物処理量 年間 20,850t （平成 28 年度実績）
一般廃棄物収集運搬量 年間 16,083 t （平成 28 年度実績）
従業員 96 名
敷地 累計 25,500 m²

- (8) 許可の内容
【東かがわ市 一般廃棄物 収集運搬業】
① 許可番号 第 2802 号
② 許可年月日 平成 28 年 4 月 1 日
③ 許可の有効期限 平成 30 年 3 月 31 日
④ 事業の範囲 事業系一般廃棄物（ごみ）及び刈草、剪定くず等木質系、
動植物性残渣一般廃棄物

【東かがわ市 一般廃棄物 処分業】

- ① 許可番号 第 2819 号
- ② 許可年月日 平成 28 年 4 月 1 日
- ③ 許可の有効期限 平成 30 年 3 月 31 日
- ④ 事業の範囲 中間処理（破碎処分によるチップ化）
廃棄物の種類 刈草、剪定くず等木質系一般廃棄物
(最大 360 t /日)

一般廃棄物搬入 → 中間処理 → 再資源化等（有価売却）

【さぬき市 一般廃棄物 収集運搬業】

- ① 許可番号 27 さ生環 第 307 号
- ② 許可年月日 平成 28 年 4 月 1 日
- ③ 許可の有効期限 平成 30 年 3 月 31 日
- ④ 事業の範囲 一般廃棄物（ごみ）・動植物性残渣

【三木町 一般廃棄物 収集運搬業】

- ① 許可番号 第 3 号
- ② 許可年月日 平成 28 年 4 月 1 日
- ③ 許可の有効期限 平成 30 年 3 月 31 日
- ④ 事業の範囲 事業系一般廃棄物（ごみ・動植物性残渣）

【綾川町 一般廃棄物 収集運搬業】

- ① 許可番号 平 28 綾川住生発 第 21 号
- ② 許可年月日 平成 28 年 7 月 12 日
- ③ 許可の有効期限 平成 30 年 7 月 11 日
- ④ 事業の範囲 一般廃棄物（し尿を除く）

【善通寺市 一般廃棄物 収集運搬業】

- ① 許可番号 第 20 号
- ② 許可年月日 平成 28 年 4 月 1 日
- ③ 許可の有効期限 平成 30 年 3 月 31 日
- ④ 事業の範囲 事業系可燃物

【丸亀市 一般廃棄物 収集運搬業】

- ① 許可番号 第 13 号
- ② 許可年月日 平成 28 年 4 月 1 日
- ③ 許可の有効期限 平成 30 年 3 月 31 日
- ④ 事業の範囲 事業系一般廃棄物（ごみに限る）
家庭系一般廃棄物（市が収集しないものに限る）

【琴平町 一般廃棄物 収集運搬業】

- ① 許可番号 27 琴平町許可 第 19 号
- ② 許可年月日 平成 27 年 10 月 1 日
- ③ 許可の有効期限 平成 29 年 9 月 30 日
- ④ 事業の範囲 事業系一般廃棄物

【まんのう町 一般廃棄物 収集運搬業】

- ① 許可番号 第 12 号
- ② 許可年月日 平成 28 年 4 月 1 日
- ③ 許可の有効期限 平成 30 年 3 月 31 日
- ④ 事業の範囲 事業系一般廃棄物

【坂出市 一般廃棄物 収集運搬業】

- ① 許可番号 第 22 号
- ② 許可年月日 平成 27 年 4 月 1 日
- ③ 許可の有効期限 平成 29 年 3 月 31 日
- ④ 事業の範囲 特定家庭用機器再商品化法対象物

- ① 許可番号 第 25 号
- ② 許可年月日 平成 27 年 2 月 8 日
- ③ 許可の有効期限 平成 29 年 2 月 7 日
- ④ 事業の範囲 動植物性残渣（再生利用を目的にしたものに限る）

【宇多津町 一般廃棄物 収集運搬業】

- ① 許可番号 第 11 号
- ② 許可年月日 平成 27 年 3 月 15 日
- ③ 許可の有効期限 平成 29 年 3 月 14 日
- ④ 事業の範囲 動植物性残渣（再生利用を目的にしたものに限る）

【高松市 一般廃棄物 収集運搬業】

- ① 許可番号 第 1 号
- ② 許可年月日 平成 28 年 4 月 1 日
- ③ 許可の有効期限 平成 30 年 3 月 31 日
- ④ 事業の範囲 事業系一般廃棄物（し尿を除く）
家庭系一般廃棄物（高松市が収集しないものに限る、し尿を除く）

【高松市 一般廃棄物 処理施設】

- ① 許可番号 第 2014-1-18
- ② 許可年月日 平成 27 年 8 月 25 日
- ③ 許可の有効期限 平成 29 年 8 月 24 日
- ④ 事業の範囲 中間処理（選別処分、破碎処分、圧縮処分）

廃棄物の種類：①廃プラスチック類②紙くず③木くず④繊維くず⑤ゴムくず⑥金属くず
⑦ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

選別施設	(最大 144.00 t/日)	廃棄物の種類	①②③④⑤⑥⑦
破碎施設	(最大 16.24 t/日)	廃棄物の種類	①
	(最大 16.16 t/日)	廃棄物の種類	②
	(最大 16.08 t/日)	廃棄物の種類	③
	(最大 12.00 t/日)	廃棄物の種類	④
	(最大 16.08 t/日)	廃棄物の種類	⑤
圧縮施設	(最大 24.00 t/日)	廃棄物の種類	①②③④⑤

一般廃棄物搬入 → 中間処理 → 再資源化等（有価売却）

【高松市 産業廃棄物 収集運搬業】

- ① 許可番号 第 09710003495 号
- ② 許可年月日 平成 24 年 6 月 26 日
- ③ 許可の有効期限 平成 31 年 6 月 25 日
- ④ 事業の範囲 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、鉋さい、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類、ばいじん
処分するために処理したもの

【香川県 産業廃棄物 収集運搬業】

- ① 許可番号 第 03713003495 号
- ② 許可年月日 平成 25 年 10 月 25 日
- ③ 許可の有効期限 平成 32 年 10 月 24 日
- ④ 事業の範囲 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、鉋さい、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類、ばいじん
処分するために処理したもの

【高松市 特別管理産業廃棄物 収集運搬業】

- ① 許可番号 第 09760003495 号
- ② 許可年月日 平成 25 年 7 月 11 日
- ③ 許可の有効期限 平成 32 年 7 月 6 日
- ④ 事業の範囲 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉍さい、ばいじん
感染性産業廃棄物、廃石綿等

【香川県 特別管理産業廃棄物 収集運搬業】

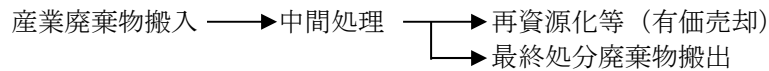
- ① 許可番号 第 03753003495 号
- ② 許可年月日 平成 25 年 7 月 7 日
- ③ 許可の有効期限 平成 32 年 7 月 6 日
- ④ 事業の範囲 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉍さい、ばいじん
感染性産業廃棄物、廃石綿等

【高松市 産業廃棄物 処分業】

- ① 許可番号 第 09720003495 号
- ② 許可年月日 平成 24 年 6 月 26 日
- ③ 許可の有効期間 平成 31 年 6 月 25 日
- ④ 事業の範囲 中間処理

(選別処分、破碎処分、固形燃料化処分、減容処分、圧縮処分、焼却処分、破碎および堆肥化処分)
 廃棄物の種類：①廃プラスチック類②紙くず③木くず④繊維くず⑤ゴムくず⑥金属くず⑦がれき類
 ⑧ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず⑨廃油⑩汚泥⑪燃え殻⑫廃酸⑬廃アルカリ⑭動植物性残さ

- ⑤ 選別施設 (最大 710.4 t/日) 廃棄物の種類 ①②③④⑤⑥⑦⑧
- ⑥ 破碎施設 (最大 92.87 t/日) 廃棄物の種類 ①②③④⑤⑥⑦⑧
- ⑦ 固形燃料化施設 (最大 8.4 t/日) 廃棄物の種類 ①②③④
- ⑧ 減容施設 (最大 0.64 t/日) 廃棄物の種類 ①
- ⑨ 圧縮施設 (最大 120.4 t/日) 廃棄物の種類 ①②
- ⑩ 焼却処分 (最大 4.5 t/日) 廃棄物の種類 ①②③④⑨⑩
- ⑪ 破碎および堆肥化 (最大 18.0 t/日) 廃棄物の種類 ③⑨⑩⑪⑫⑬⑭
- ⑫ 処理工程



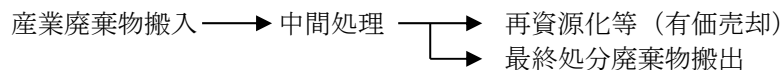
【香川県 産業廃棄物 処分業】

- ① 許可番号 第 03723003495 号
- ② 許可年月日 平成 28 年 7 月 13 日
- ③ 許可の有効期限 平成 35 年 7 月 12 日
- ④ 事業の範囲 中間処理

(破碎処分、脱水処分、油水分離処理、中和処理)

廃棄物の種類：①木くず②がれき類③汚泥④廃油⑤廃酸⑥廃アルカリ

- ⑤ 破碎施設 1 (最大 360 t/日) 廃棄物の種類 ①
- ⑥ 破碎施設 2 (最大 880 t/日) 廃棄物の種類 ②
- ⑦ 脱水施設 (最大 9.6 m³/日) 廃棄物の種類 ③
- ⑧ 油水分離施設 (最大 9.6 m³/日) 廃棄物の種類 ③④
- ⑨ 中和施設 (最大 12.0 m³/日) 廃棄物の種類 ⑤⑥
- ⑩ 処理工程



【高松市 特別管理産業廃棄物 処分業】

- ① 許可番号 第 09770003495 号
- ② 許可年月日 平成 25 年 7 月 11 日
- ③ 許可の有効期限 平成 32 年 7 月 6 日
- ④ 事業の範囲 ①廃油（引火性油類） ②感染性産業廃棄物
- ⑤ 焼却施設 (最大 1.2 t/日) 廃棄物の種類 ①②
- ⑥ 処理工程

産業廃棄物搬入 → 焼却処理 → 燃え殻・ばいじんは最終処分

【徳島県 産業廃棄物 収集運搬業】

- ① 許可番号 第 3600003495 号
- ② 許可年月日 平成 24 年 9 月 18 日
- ③ 許可の有効期限 平成 29 年 9 月 17 日
- ④ 事業の範囲 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、鉍さい、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類、ばいじん

【徳島県 特別管理産業廃棄物 収集運搬業】

- ① 許可番号 第 3650003495 号
- ② 許可年月日 平成 24 年 6 月 28 日
- ③ 許可の有効期限 平成 29 年 6 月 27 日
- ④ 事業の範囲 廃石綿等

【愛媛県 産業廃棄物 収集運搬業】

- ① 許可番号 第 3805003495 号
- ② 許可年月日 平成 26 年 12 月 1 日
- ③ 許可の有効期限 平成 33 年 11 月 30 日
- ④ 事業の範囲 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、鉍さい、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類、ばいじん

【愛媛県 特別管理産業廃棄物 収集運搬業】

- ① 許可番号 第 3855003495 号
- ② 許可年月日 平成 24 年 12 月 10 日
- ③ 許可の有効期限 平成 29 年 12 月 9 日
- ④ 事業の範囲 廃油、廃石綿等

【高知県 産業廃棄物 収集運搬業】

- ① 許可番号 第 03900003495 号
- ② 許可年月日 平成 26 年 11 月 24 日
- ③ 許可の有効期限 平成 33 年 11 月 23 日
- ④ 事業の範囲 燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、がれき類、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、鉍さい、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、ばいじん、13号廃棄物

【高知県 特別管理産業廃棄物 収集運搬業】

- ① 許可番号 第 03950003495 号
- ② 許可年月日 平成 24 年 12 月 17 日
- ③ 許可の有効期限 平成 29 年 12 月 16 日
- ④ 事業の範囲 廃油、廃石綿等

【山口県 特別管理産業廃棄物 収集運搬業】

- ① 許可番号 第 03550003495 号
- ② 許可年月日 平成 24 年 8 月 1 日
- ③ 許可の有効期限 平成 29 年 7 月 31 日
- ④ 事業の範囲 廃石綿等

【岡山県 産業廃棄物 収集運搬業】

- ① 許可番号 第 03308003495 号
- ② 許可年月日 平成 28 年 6 月 1 日
- ③ 許可の有効期限 平成 35 年 5 月 15 日
- ④ 事業の範囲 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、ばいじん

【兵庫県 産業廃棄物 収集運搬業】

- ① 許可番号 第 02809003495 号
- ② 許可年月日 平成 26 年 6 月 13 日
- ③ 許可の有効期限 平成 33 年 6 月 12 日
- ④ 事業の範囲 燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、木くず、動植物性残渣、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類

【神戸市 特別管理産業廃棄物 収集運搬業】

- ① 許可番号 第 6950003495 号
- ② 許可年月日 平成 26 年 7 月 8 日
- ③ 許可の有効期限 平成 33 年 7 月 7 日
- ④ 事業の範囲 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉍さい、ばいじん

【運搬車両の種類と台数】

11 t ダンプ車	:	5 台
4 t ダンプ車	:	1 台
2 t ダンプ車	:	1 台
脱着式 大型コンテナ車	:	4 台
脱着式 4 t コンテナ車	:	11 台
脱着式 2 t コンテナ車	:	4 台
4 t ユニック車	:	4 台
2 t ユニック車	:	1 台
2 t ウィング車 (箱型)	:	2 台
6 t 塵芥車	:	4 台
4 t 塵芥車	:	8 台
3 t 塵芥車	:	8 台
2 t 塵芥車	:	2 台
大型 特殊吸引車	:	2 台
4 t 特殊吸引車	:	2 台
小型貨物車	:	1 台
軽トラック	:	1 台

(9) 廃棄物処理料金

処理依頼の都度 お見積りによる

積替保管施設 一覧表（産業廃棄物）

【産業廃棄物 香川県 許可 03713003495】

（平成25年10月25日更新）

積替保管場所	面積	保管上限	保管品目
丸亀市土器町北一丁目105番	32.2㎡	47.6㎡	燃え殻・汚泥・廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残渣 ゴムくず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 鋳さい・がれき類・ばいじん
	155.7㎡	250.2㎡	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・がれき類
	2.3㎡	0.8㎡	廃油
東かがわ市水主2100番2	112.5㎡	122.6㎡	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・がれき類
	12.98㎡	23.3㎡	
	2.1㎡	2.0㎡	

※上記品目の石綿含有産業廃棄物を除く

【産業廃棄物 高松市 許可 09710003495】

（平成27年5月15日更新）

積替保管場所	面積	保管上限	保管品目
高松市一宮町1683番、1684番	60㎡	115.6㎡	燃え殻・汚泥・紙くず・木くず・動植物性残渣・鋳さい・ ばいじん・処分するために処理したもの
高松市一宮町1683番	78.4㎡	105.5㎡	廃プラスチック類・ゴムくず・金属くず・がれき類 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
高松市一宮町1671番1	80.2㎡	100.8㎡	木くず
高松市一宮町1667番	102㎡	128.9㎡	廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
高松市一宮町1671番1	5.4㎡	4.0㎡	廃油
高松市一宮町1677番、1671番1	33.8㎡	40.7㎡	廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
高松市一宮町1663番3	28㎡	47㎡	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
高松市一宮町1658番0	16㎡	12.8㎡	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・がれき類
高松市一宮町1667番	74.3㎡	98.0㎡	木くず

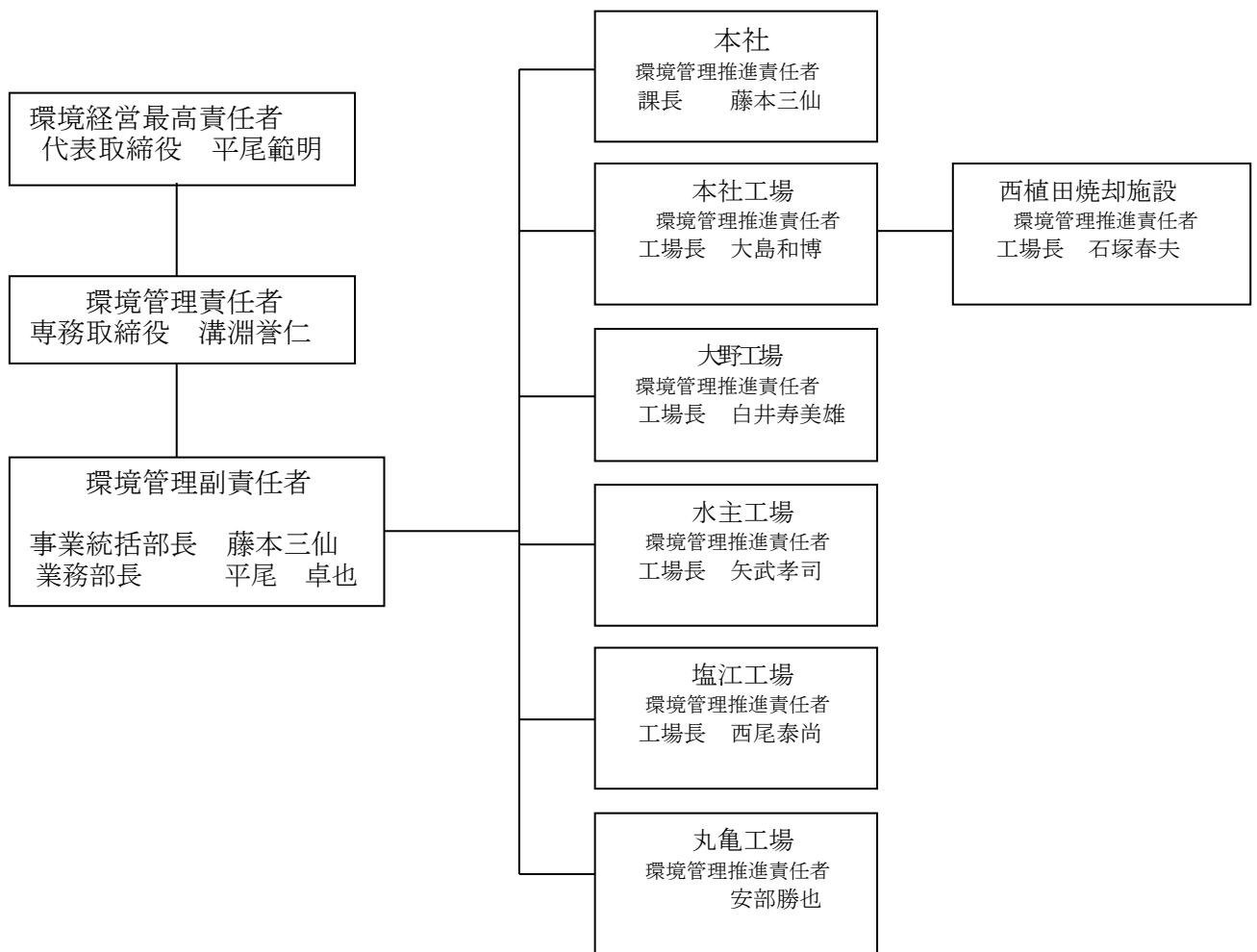
※上記品目の石綿含有産業廃棄物を除く

【特別管理産業廃棄物 高松市 許可 09760003495】

（平成25年7月11日更新）

積替保管場所	面積	保管上限	保管品目
高松市一宮町1663番3	1.96㎡	1.96㎡	感染性産業廃棄物

(11) 組織図



□環境への負荷実績

<環境への負荷の自己チェック結果>

環境への負荷		単位	平成 28 年度	
① 温室効果ガス排出量	二酸化炭素	kg-CO ₂	3,329,665	
	二酸化炭素(焼却処理により発生する排出量を除く)	kg-CO ₂	2,010,135	
② 受託した産業廃棄物の処理量	収集運搬量	t	20,850	
	中間処理用	t	20,850	
	うち再資源化等量	t	13,076	
	最終処分量	t	0	
	中間処理後の産廃の処分量	t	19,630	
	うち再資源化等量	t	13,076	
③ 廃棄物排出量及び 廃棄物最終処分量	一般廃棄物	循環資源量	t	5
		廃棄物量	t	1
		最終処分量	t	0
	産業廃棄物	循環資源量	t	13,076
		廃棄物量	t	0
		最終処分量	t	6,555
④-1 総排水量	公共用水域	m ³	2,454	
	下水道	m ³	267	
④-2 水使用量	上水	m ³	2,320	
	工業用水	m ³	0	
	地下水	m ³	311	
⑤ 化学物質使用量		kg		
		kg		
		kg		
⑥ エネルギー使用量	購入電力(新エネルギーを除く)	MJ	8,240,489	
	化石燃料	MJ	20,773,229	
	新エネルギー	MJ	0	
	その他	MJ	0	
⑦ 物質使用量	資源使用量(コピー用紙)	枚	110,000	
	循環資源使用量	t	0	
⑧ サイト内で循環的利用を 行っている物質等	利用された物質	t	0	
	水の利用量	m ³	0	

※総排水量の下水道量については、丸亀工場での排出事業者からの持込水量が加算されているため、水使用量と差違があります。

負荷実績集計表

(全組織累計)

【平成 27 年度売上高：1,655 百万円 平成 28 年度売上高：1,606 百万円】

	単位	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	前年度比%	原単位比% (前年度比)
①総エネルギー投入量	MJ	29,099,227	29,013,718	99	103
・購入電力		8,028,436	8,240,489	102	106
・化石燃料		21,070,791	20,773,229	98	102
②水資源投入量	m ³	2,384	2,631	110	114
③温室効果ガス排出量	Kg-CO ₂	3,641,769	3,329,665	91	94
・エネルギー消費		2,015,389	2,010,135	100	103
・廃棄物焼却処理		1,626,380	1,319,530	81	84

- ・当該事業所では、化学物質の使用取扱はありません。
- ・焼却施設での処分受託量が前年比 85%となった為、温室効果ガス排出量が前年を下回る結果となりました。
- ・水資源投入量が前年度比 110%となった要因は、工場での防火や粉塵対策としての散水を行う事や運搬車両の洗車をこまめに行うようになった為です。
(本社で実施している洗車に関しては、全量地下水の利用をするようにしました。)

※二酸化炭素排出係数算定値：0.700kg-CO₂/kWh (四国電力算定値 平成 24 年度実績)

(本社のみの実績)

	単位	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	前年度比%	原単位比% (前年度比)
①総エネルギー投入量		890,677	892,292	100	103
・購入電力	MJ	364,103	365,921	100	104
・化石燃料	MJ	526,574	526,370	100	103
②水資源投入量	m ³	330	341	103	107
③温室効果ガス排出量	Kg-CO ₂	61,182	61,305	100	103

- ・当該事業所では、化学物質の使用取扱はありません。

(大野工場のみの実績)

	単位	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	前年度比%	原単位比% (前年度比)
①総エネルギー投入量		3,455,187	3,558,754	103	106
・購入電力	MJ	2,390,007	2,416,646	101	104
・化石燃料	MJ	1,065,180	1,142,108	107	111
②水資源投入量	m ³	600	880	147	151
③温室効果ガス排出量	Kg-CO ₂	242,854	250,050	103	106

- ・当該事業所では、化学物質の使用取扱はありません。
- ・老朽化により使用頻度の著しく減った二軸破碎機を新たに入れ替えた為、使用頻度が高くなり、化石燃料のほか、全体に前年を上回る結果となりました。また、その施設においての防火や粉塵対策としての散水量も増え、水資源投入量も前年を上回る結果となりました。

(本社工場のみの実績)

	単位	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	前年度 比%	原単位比% (前年度比)
①総エネルギー投入量		19,706,779	19,387,797	98	101
・購入電力	MJ	2,451,327	2,485,977	101	105
・化石燃料	MJ	17,255,452	16,901,819	98	101
②水資源投入量	m ³	1,142	1,145	100	103
③温室効果ガス排出量	Kg-CO ₂	2,985,481	2,656,793	89	92

- ・当該事業所では、化学物質の使用取扱はありません。
- ・焼却施設での処分受託量が前年比 85%となった為、温室効果ガス排出量が前年を下回る結果となりました。

(水主工場のみの実績)

	単位	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	前年度比%	原単位比% (前年度比)
①総エネルギー投入量		1,940,575	1,882,502	97	100
・購入電力	MJ	29,411	28,143	96	99
・化石燃料	MJ	1,911,164	1,854,359	97	100
②水資源投入量	m ³	69	77	112	115
③温室効果ガス排出量	Kg-CO ₂	131,983	128,045	97	100

- ・当該事業所では、化学物質の使用取扱はありません。
- ・水資源投入量が前年度比 111%となった要因は、防火や粉塵対策としての散水量を増やした為です。

(塩江工場のみの実績)

	単位	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	前年度比%	原単位比% (前年度比)
① エネルギー投入量		2,936,079	3,152,584	107	111
・購入電力	MJ	2,714,810	2,877,496	105	106
・化石燃料	MJ	221,269	275,087	124	128
②水資源投入量	m ³	11	11	100	103
③温室効果ガス排出量	Kg-CO ₂	208,458	223,745	107	111

- ・当該事業所では、化学物質の使用取扱はありません。
- ・塩江工場での受託量は前年比 79%だったが、機械式の自動発酵装置の為、生産工程に変わりがないことや、原料（副資材）の仕入れ及び堆肥の販売時に使う車両・重機の使用頻度が多くなった為、化石燃料が前年比を上回ることとなった。

(丸亀工場のみの実績)

	単位	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	前年度比%	原単位比% (前年度比)
① エネルギー投入量		169,930	139,787	82	85
・購入電力	MJ	78,778	66,303	84	87
・化石燃料	MJ	91,152	73,483	81	83
②水資源投入量	m ³	232	177	76	79
③温室効果ガス排出量	Kg-CO ₂	11,811	9,726	82	85

- ・当該事業所では、化学物質の使用取扱はありません。
- ・丸亀工場での処分受託量が前年度比 37%となった為、全体的に前年度比を下回ることとなった。

□環境への取組状況

<環境への取り組みの自己チェック結果> 平成28年度（平成27年10月～平成28年9月）

【実施の割合】

	評価 点数	満点 点数	平成28年度 実績 (%)	平成27年度 実績 (%)
1. 事業活動へのインプットに関する項目	119	208	57	56
1)省エネルギー	67	128	52	51
2)省資源	22	34	64	64
3)水の効率的利用及び日常的な節水	22	38	57	57
4)化学物質使用量の抑制及び管理	8	8	100	100
2. 事業活動からのアウトプットに関する項目	88	112	78	78
1)温室効果ガスの排出抑制、大気汚染等の防止	25	42	59	59
2) 事務所等における一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理	39	42	92	92
3)排水処理	20	20	100	100
4)その他生活環境に係る保全の取組	4	8	50	50
3. 製品及びサービスに関する項目	120	132	90	83
1)グリーン購入（環境に配慮した物品等の購入）	34	40	85	75
2)受託した産業廃棄物の収集運搬・処分における環境配慮	86	92	93	86
4. その他	46	82	56	56
1)生物多様性の保全と持続可能利用のための取組	0	12	0	0
2)環境コミュニケーション及び社会貢献	36	50	72	72
3)施主・事業主における建築物の増改築、解体等に当たっての環境配慮	10	20	50	50
総合結果	373	534	69	68

■事業活動へのインプットに関する項目

- ・全体的に取り組みの進んでいない項目がある。
- ・一部設備の更新をするが、現状でも十分機能しているため、新たな環境配慮型設備への入替はもう少し先の事になるかと思われる。

■事業活動からのアウトプットに関する項目

- ・排出抑制の為の、設備・機器等の導入に関して、取り組みが進んでいない。新たな設備・機器の入替時には、導入していく。

■製品及びサービスに関する項目

- ・グリーン購入は社内的にも十分取り組みが進んできている。
- ・社用車についても、順次低公害車の代替えができてきている。

■その他

- ・CSR や環境への理解を深めるために、クリーン活動の積極的な参加や、顧客や従業員と廃棄物管理について勉強会をする等、環境活動を継続的に実施しています。また、安全第一を基本とする為に、安全運転講習会や重機点検講習会も継続的に実施しています。

□平成 28 年度 環境目標とその実績

【算出式】温室効果ガス排出量、総エネルギー投入量、総排水量の達成率
 (目標値－実績値) ÷ 目標値 × 100

当工場における環境目標と実績は次のとおりです。

項目 年度	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	(目標)	(目標)	(実績)	(達成率) %	(目標)	(目標)
温室効果ガス排出量 (Kg-CO ₂)	大野	263,000	260,000	250,050	+3	260,000
	本社	65,000	65,000	61,305	+5	65,000
	本社工場	3,500,000	3,300,000	2,656,793	+19	3,300,000
	水主	199,000	180,000	128,045	+28	180,000
	丸亀	20,000	16,000	9,726	+39	16,000
	塩江	230,000	230,000	223,745	+2	230,000
小計値	4,277,000	4,051,000	3,329,664	+17	4,051,000	
総エネルギー投入量 (MJ)	大野	3,750,000	3,750,000	3,558,754	+5	3,750,000
	本社	990,000	990,000	892,292	+9	990,000
	本社工場	22,000,000	22,000,000	19,387,797	+11	22,000,000
	水主	2,900,000	2,800,000	1,882,502	+3	2,800,000
	丸亀	200,000	200,000	139,787	+30	200,000
	塩江	3,250,000	3,250,000	3,152,584	+2	3,250,000
小計値	33,090,000	32,990,000	29,013,716	+12	32,990,000	
総排水量 (m ³)	大野	600	600	880	-46	880
	本社	360	360	341	+5	360
	本社工場	1,300	1,300	1,145	+11	1,300
	水主	50	80	77	+3	80
	丸亀	200	250	177	+29	200
	塩江	11	11	11	0	11
小計値	2,521	2,601	2,631	-1	2831	
廃棄物再資源化率(%)全体		75	70	63	未達成	65
〃 大野工場			60	55	未達成	55
労働災害件数(件)		0	0	0	達成	0
グリーン購入の推進(案件)		3	3	3	達成	3
低公害車の導入(車)		1	1	2	達成	1
内部監査の実施(回)		2	2	2	達成	2
社員研修会の実施(回)		2	2	5	達成	2

【大野：大野工場】【本社R：本社工場】【水主：水主工場】【丸亀：丸亀工場】【塩江：塩江工場】

- ・当該事業所では、化学物質の使用取扱はありません。
- ・「温室効果ガス排出量」「総エネルギー投入量」の達成要因は、全体の受託した産業廃棄物の量が前年比 90%となった事、又、産業廃棄物の焼却施設における受託した産業廃棄物の量が前年比 85%になった事によるものと考えられます。
 排出事業者による廃棄物の発生抑制への取り組みが進み、受託する廃棄物の量が年々減量傾向になっております。
- ・「総排水量」の未達成要因は、収集運搬車両の洗車を念入りに行う事や、各工場における粉じんの発生を予防する為、散水時間を増やした事が要因となります。
- ・「廃棄物再資源化率」の未達成要因は、水主工場で受託する廃棄物の量が、前年比 62%となった為です。(水主工場で受け入れた廃棄物は 100%再資源化可能な為、全体の再資源化率に大きく影響する) また、本年度から大野工場(主となる工場)単独の再資源化率目標を追加しました。大野工場に於いても未達成でしたが、要因は、排出事業者側の環境活動の取組が行われる事により、ごみ分別が進みリサイクル可能な廃棄物が減ってきた事が要因となります。次年度からの目標値を修正します。
- ・環境活動教育について、お客様との研修会や社内勉強会、内部監査等を継続的に実施する事ができました。また、事故防衛運転を図る目的として、安全運転研修会や重機点検講習会を実施しました。
- ・グリーン購入や低公害車の導入においても目標は達成していますが、継続して取り組みをしていきます。

※二酸化炭素排出係数算定値：0.700kg-CO₂/kWh (四国電力算定値 平成 24 年度実績)

平成28年度環境活動計画

<項目>	<内容>	<実行者>
① 暖効果ガス発生量の削減（総エネルギー投入量の削減） ・電気の節約 ・燃料の節約	できるだけこまめに電源を切る 冷房温度（28℃）暖房温度（20℃）に設定する 各工場の電力需要が高まる時間帯を把握し、作業分散を図る 作業に必要ないときはエンジンを切る 作業車両の自主点検を励行する 営業車・作業車などは、各車の燃費の把握に努める 毎月の燃料（ガソリン・軽油）購入量の把握に努める エコドライブ運転教育を実施する 収集運搬のムリ・ムダを無くする	全社員
② 水の節約 ・節水	蛇口に節水ラベルを貼り、節水に心掛ける 雨水池・雨水貯留槽を設置し、有効活用をする 地下水の有効活用をする	全社員
③ 廃棄物再資源化率の向上 ・再資源化率の向上	できるだけ同一種類のものをまとめて処理する ダストを出さないように作業を工夫する 営業活動にて、客先での分別回収を促進する 選別作業の精度を高め、資源の回収を行う	総務及び工場全体
④ 労働災害の撲滅 ・労災ゼロ	作業時、ヘルメット・安全靴・マスク・手袋は必ず着用する KY活動の実施、ヒヤリハット運動の実施を行う 安全運転講習の実施 整理・整頓・清掃の取り組み 複数人で設備点検を行う	全社員
⑤ 快適職場の実現 ・快適な職場	水の噴霧器を設置し、工場内の体感温度を下げる 安全衛生委員会の実施	総務 総務及び工場全体
⑥ 環境教育の実施 ・環境教育 ・施設の一般公開 ・施設見学会の実施 ・研修会の実施	月一回ミーティング時に実施する 随時、実施する 社員の知識向上を図る 廃棄物管理の知識向上を図る	全社員 工場全体 全社員 全社員
⑦ グリーン購入の推進 ・環境負荷の少ない 備品類の購入	備品類は使い切るまで大切に使用し、また、購入の際には リサイクル製品を積極的に利用する	総務及び全施設
⑧ 委託した産業廃棄物の収集運搬・処分 における環境配慮 ・内部監査の実施 ・低公害車の導入 ・悪臭、騒音、振動へ の環境配慮	年2回 全施設を対象に内部監査を実施する。 新たに購入する車両はすべて低公害車を導入する 全従業員が常に意識し、地域住民への環境配慮を行う	全社員 総務 全社員

□環境目標の達成状況

平成28年度（平成27年10月～平成28年9月）

	目標に対する割合（％）	結果	環境活動実績評価
温室効果ガス排出量	17	○	達成できた
総エネルギー投入量	12	○	達成できた
総排水量	-1	×	達成できなかった
廃棄物再資源化率	未達成	×	達成できなかった
労働災害件数	達成	○	達成できた

（全体評価及び次年度の取組）

「総排水量」「廃棄物再資源化率」について、目標を達成する事ができませんでした。

総排水量の未達成要因として、防火や粉塵対策としての散水時間が若干増えた事、収集運搬車両の洗車を念入りに行うようになった為です。また、大野工場において入替新設した二軸破砕機の稼働に伴う水の利用（水循環式の集塵機）も原因となっております。

次に廃棄物再資源化率の未達成要因として、水主工場で受託する廃棄物の量が、前年比 62%となった為です。（水主工場で受け入れた廃棄物は100%再資源化可能な為、全体の再資源化率に大きく影響する）また、本年度から大野工場（主となる工場）単独の再資源化率目標を追加しましたが、大野工場に於いても未達成でした。要因は、排出事業者側の環境活動の取組が行われる事により、ごみ分別が進みリサイクル可能な廃棄物が減ってきた事が要因となります。

次年度の取組は、今年度に引き続き個人の環境知識・環境意識の向上をさらに伸ばすため、環境教育等に力を入れていきます。

□環境関連法規制等の順守状況のチェック及び違反・訴訟等の有無

【環境関連法規制等の順守状況のチェック】

- 過去5年間に亘って、下記法規制等の順守状況チェックの結果、環境法規制等の逸脱はありませんでした。

※下記「環境関連法規等要求事項及び順守状況一覧表」参照

【違反・訴訟の有無】

- 過去5年間、地域住民、行政等関係機関からの指摘、違反・訴訟もありませんでした。

【環境関連法規等要求事項及び順守状況一覧表】

	法規名	実施事項	具体的確認項目	チェック
1	環境基本法		・事業活動に伴う公害を防止し、自然環境の保全措置を講ずる。	○
2	香川県環境基本条例	基本理念他	・環境負荷に対する、負荷軽減取り組みを実施する。（節水・節電・節燃料）	○
3	高松市環境基本条例		・国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する活動に積極的に協力する。	○
4	循環型社会形成推進基本法		・廃棄物の処理を行う上で、積極的に再資源化・再利用化・熱回収できる商品に再生処理を行う。	○
5	地球温暖化対策法		地球温暖化対策について各主体の責務等	・事業活動及び日常生活に関し、温室効果ガス（二酸化炭素、メタン等）の排出抑制の為に措置を講ずるように努める。
6	省エネ法	工場等に係る措置等	・燃料資源の有効な利用に心がけ、特定事業者となった場合には法令に従い届出・報告を行う。	○
7	廃棄物処理法	契約書内容に附則	・契約書内に反社会勢力（暴力団等）排除に係る一文を追記する	○
8		産業廃棄物の処理	・許可を受けた処理方法に従い、適正に廃棄物を処理する。	○
9		産業廃棄物の保管	・許可を受けた保管方法に従い、適正に保管を行う。	○
10		産業廃棄物の収集運搬・処分委託基準	・委託契約書の締結、許可証の確認。	○
11		産業廃棄物最終処分終了までの行程テック	・マニフェストを電子再入力し、廃棄工程管理を行う。	○
12		産業廃棄物管理票の発行・保存	・マニフェストの交付と5年間の保管義務。マニフェスト交付等状況報告書の知事への報告（毎年6月末迄）。	○
13		産業廃棄物処理業者の帳簿備え付け・保存	・日報による帳簿の管理及び、電子データによる保存。	○
14		産業廃棄物処分業の変更	・その都度、指定自治体に届出を行う。	○
15		産業廃棄物処理施設の変更	・その都度、指定自治体に届出を行う。	○
16		産業廃棄物処理施設の維持管理	・定期点検、定期検査の実施。	○
17	技術管理者の設置	・変更がある場合には、その都度指定の講習を受講する。	○	
18	事故時の措置	・事故マニュアルの設置と、定期的な防災訓練を行う。	○	
19	定期検査の申請	・焼却施設の定期検査申請を5年に1回行う。	○	
20	維持管理情報の記録・閲覧・公表	・維持管理の記録、閲覧、公表を行う。	○	
21	香川県生活環境の保全に関する条例	公害防止に関する規制	・大気汚染、水質汚濁、騒音、振動の対策を行い必要に応じて特定施設の届け出等を行う。 ・届出の必要が無い施設においても周辺的生活環境への影響を十分に配慮する。	○
22	騒音規制法	特定施設の届出	・その都度、指定自治体に届出を行う。	○
23	大気汚染防止法	ばいごんの排出規制等	・年2回の測定を行い、測定結果を報告する。又、定期的な施設の点検及び清掃を行う。	○
24	PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する法律	PCB廃棄物の規制等	・必ず事前に成分分析を行い、含有する廃棄物は取扱わない。	○
25	ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類の排出規制等	・年1回の測定を行い、測定結果を報告する。又、定期的な施設の点検及び清掃を行う。	○
26	フロン排出抑制法	業務用エアコンの使用・廃棄	・簡易点検の実施。廃棄の際は第一種フロン類充填回収業者へ依頼し、委託確認書と引取証明書の保管（3年）。	○
27	PRTR法	指定化学物質の排出量等の把握等	・ダイオキシン類に関する排出量等の把握をし、年1回の届出を行う。	○
28	特殊自動車排ガス規制法	特殊自動車の排ガス検査整備の義務化	・定期点検、定期検査の実施。買い替え時は低排ガス適合車の購入を行う。	○
29	高松市火災予防条例	指定可燃物(RPF等)の貯蔵等の技術上の基準及び届出	・届出の基準に従い適正に保管し、定期的な防災訓練を行う。	○
30	浄化槽法	浄化槽の設置の届出	・浄化槽を設置しようとするものは、香川県知事あてに届出を行う。	○
		浄化槽の保守点検	・浄化槽の種類により、年1回～3回の保守点検を行う。	○
		定期検査の実施	・香川県浄化槽協会による法定検査を、年1回行う。	○

□代表者による全体の評価と見直し

・今期目標において「温室効果ガス排出量」「総エネルギー投入量」は、目標を達成しましたが、「総排水量」「廃棄物再資源化率」については目標を達成することができませんでした。

・「温室効果ガス排出量」「総エネルギー投入量」について、目標は達成しましたが原単位比において軽微ではありますが前年度を上回っております。なにが原因にあるのか十分に経過観察し、次年度も取り組んでいきます。

・「総排水量」について、大きく影響したのは大野工場における二軸破碎機の老朽化に伴う、入替新設かと思われます。二軸破碎機には水循環式の集塵機が併設されておりますので水資源の使用量が大きく上昇しました。その他の工場に関しては、車両や重機のこまめな清掃を徹底しておりますので、そこが原因かと思われます。これらは両者とも生活環境の保全に関する取組によるものなので、取り組み目標の数値を今期の結果から新たに設定いたします。

・「廃棄物再資源化率」について、本年度も受託する産業廃棄物の受託量と廃棄物の品質に大きく左右されました。第一の原因は、木くず・コンクリートくずの価格改定により水主工場における廃棄物の受託量が前年比 62%と大きく落ち込んだことによるものです。水主工場はリサイクル率 100%の工場ですので受入量がそのまま全体のリサイクル率に大きく影響してきます。価格競争から離れ、適正な価格に戻してのことなので致し方ないと考えております。第二の原因は廃棄物の品質の変化によるものです。年を重ねるごとに受託する廃棄物の内、有価物及びリサイクル可能な廃棄物の量が減ってきており、当社の選別施設そのものを変えなければリサイクル率の向上が難しくなってきたように思います。「廃棄物再資源化率」についても取り組み目標の数値を今期の結果から新たに設定いたします。

・今期と同様に、次年度においても、弊社の基本理念に即した環境活動をし、新たに社内外での社員研修会を行うなど従業員の意識レベルを強化し、継続的取組をさらに発展させていかななくてはなりません。様々な環境活動への取り組みを通じて、お客様や行政などとの協働による横のつながりを更に広げることが出来ることと見え、今後も地域社会と調和のとれた環境企業に推進してまいります。